

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 29 日

月 曜 日

第 3819 号

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 規 則 | |
| ○富山県会計規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○家畜伝染病の発生 | 2 |
| 公 告 | |
| ○平成26年度第2回登録販売者試験の実施 | |

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 9 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第54号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第29条の2 知事は、法第 231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

- (1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入
- (3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

第 100 条第 2 項第 3 号ア中「住所又は所在地及び氏名又は名称」を「氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(出 納 課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第415号

家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成26年 9 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生区域 | 発生年月日 |
|----------|-------|-------------|-----|------|----------------|
| ヨ一ネ病 | 牛 | 患畜 | 1 頭 | 魚津市 | 平成26年 9 月 22 日 |

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成26年度第 2 回登録販売者試験の実施

薬事法（昭和35年法律第 145号）第36条の 8 第 1 項の規定により、平成26年度第 2 回登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第 1 号）第 159条の 4 第 2 項の規定により公示する。

平成26年 9 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成27年2月18日（水） 午後0時30分から午後5時30分まで

(2) 試験の場所

富山市友杉1682番地 富山産業展示館（テクノホール）

富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館

高岡市二塚 322番5 富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 主な医薬品とその作用
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

平成26年9月29日（月）から10月31日（金）まで、富山県厚生部くすり政策課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

平成26年10月17日（金）から10月31日（金）までに、郵送により指定窓口へ提出すること。

(3) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真

(4) 受験手数料

15,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。）

5 合格発表

平成27年3月12日（木）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問い合わせ先

詳細については、富山県のホームページを閲覧すること。